

参考様式第5-1号

5 い 産 第 310 号
令 和 6 年 3 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いの町長 池田 牧子

市町村名 (市町村コード)	いの町 (39386)
地域名 (地域内農業集落名)	川内地区 (波川北、和田、宮ノ東、灘、波川西、新道、波川南、鎌田、大八十、小八十、中ノ谷、高野谷、南ノ谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地は比較的に平地に集中しており、幅広い作物が作付されている。高齢化や担い手不足に伴う耕作放棄地の増加や鳥獣被害(イノシシ、ハクビシン)が課題となっている。
主な作物:水稻、ブドウ、露地生姜、施設野菜(キュウリ、シットウ、オクラ)

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作が出来なくなる農地については、担い手に集積することで営農を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	48 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の担い手に集約する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

受け手未定の農地は、条件が悪いことが多く機構の活用が厳しい場合もある。優良農地については、中間管理機構を活用し担い手への集約を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

必要に応じて、関係機関との協議を進めながら事業の活用を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

町、県やJAと連携し、地域内外から新規就農希望者を募集し、補助金等も活用しながら担い手の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービス事業者がいないため、集落内の担い手や若手の農業者が作業を一部受託している状況である。省力化機械の共同利用等の方法を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

町の補助金を活用した防護柵の設置により被害対策を行う。また、要望があれば国の事業を活用し、防護柵の設置を進め被害対策を行う。